

令和2年度 第3回蕨市障害者計画等策定懇談会 議事録

< 開催概要 >

日 時：令和2年11月6日（水）14時～16時

会 場：中央公民館 1階 講座会議室

出席者

会 長：寺久保光良（元・山梨県立大学）

副会長：鹿子木順子（蕨障害児〔者〕を守る会副会長）

委 員：彦根恵美子（蕨市視覚障害者協会）、成田昇（蕨市聴覚障害者協会）、
小川君子（蕨・戸田地区精神保健福祉家族会雑草クラブ）、須藤由美（蕨
市社会福祉協議会）、高田友子（蕨市民生委員・児童委員協議会連合会）、
坂美代（公募委員）

以上名簿順

※欠席：貫井新司（蕨市身体障害者福祉会）、島崎利行（戸田蕨福祉会
あすなろ学園）、木戸和行（埼玉県南部保健所）、吉崎藍（公
募委員）

事務局：根津健康福祉部長、安治福祉総務課長、岡本福祉総務課障害者福祉係係長、
磨見福祉総務課障害者福祉係、清水保健センター保健指導係

コンサル：斎藤（株式会社サーベイリサーチセンター）

次 第：1. 開 会

2. 議 事

(1) アンケート調査の結果報告について

(2) 蕨市障害者計画の素案について

(3) 第6期蕨市障害福祉計画、第2期蕨市障害児福祉計画の素案について

3. 閉 会

【開 会】

(事務局より配付資料の確認)

(出欠の確認)

【議 事】

(1) アンケート調査の結果報告について

○会長

急に寒くなってきたこともあり、体調を崩されている方もいらっしゃるかも知れません。その関係からか、本日は4名ほど欠席となり残念ではあります。

それでは、時間もありませんので早速議題に入りたいと思います。事務局から議題(1)の説明をお願いいたします。

○事務局

資料1「蕨市障害者福祉に関するアンケート調査報告書 速報版」により説明。

1 ページ、対象と回収状況について確認しておきたいと思います。今回の調査は、身体、療育、精神保健、児童通所を利用されている方、合計で2,695件配布いたしました。回収結果は、1,378件となりまして、回収率としては51.1%でした。3年前に計画を策定したときも同様に調査をしておりますが、このときの回収率は43.0%でしたので、回収状況がよくなっております。なお、その更に3年前にも調査を行っておりますが、その時は51.9%でしたので、今回と同等の結果となっております。なお、一般市民調査については、600件配布し、回収結果は241件となりまして、回収率は40.2%でした。3年前は調査を行っておりません。6年前に調査を行っておりますが、その時の回収率は54.0%でした。今回は、比べると少し回収率が落ちているという状況です。

まず当事者調査についてご説明します。2 ページをご覧ください。回答者本人の状況についてです。年齢構成が中段にあります。身体障害の方では65歳以上が76.3%と多数を占めております。知的障害の方は18歳から40歳未満で44.4%、0歳から18歳未満で28.5%いらっしゃいます。精神障害の方では40歳から65歳未満が52.0%ということで、各障害区分で年齢層のボリュームが違うということを入れておきたいと思います。また同居家族については、精神障害の方だと一人暮らしの方が38.1%と比較的多くなっています。

4, 5 ページをご覧ください。相談、情報入手についての結果です。4 ページの下端に家族や友人以外の相談相手の有無についてがあります。知的障害と児童通所の方は「いる」が7割以上と比較的多くなっています。しかし、身体障害と精神障害では「いない」が5割となっていることも分かりました。また、5 ページの下のところ、

相談相手がいない理由についてお答えいただいています。この結果から、精神障害と知的障害では「相談先がわからない」という回答が3割以上となっていることが分かります。

7, 8ページをご覧ください。7ページの下のところ、現在の就労状況ですが、いずれの障害区分でも「働いていない」が最も多くを占めているのが分かります。8ページでは、今後の就労意向について、全体としては「働きたいとは思わない」が多くなっていますが、年代別で見た場合、18歳から40歳未満の就労意向は49.1%となり、半数近くの方が何らかの形で働きたいという意向を持っていることが分かります。こういった意向をどのように具体化していくかということが今後の課題とも言えると思います。8ページの下のところ、就労がしやすくなるための支援としては、「疾患や障害の特性に合った求人情報の提供」、「仕事内容の調整」、「職場の障害理解についての支援」が求められていることが分かりました。

10ページをご覧ください。災害発生時の困りごとや不安なこととして、「自宅で避難してきたいが水や食料が入手できるか」が不安、「災害の発生や被災状況を知る方法」が分からないといった回答が3割台から4割台と多くなっています。身体障害、精神障害の方は「薬や必要な医療的ケアが受けられるかどうか」について不安を感じていること、知的障害、精神障害、児童通所の方からは「避難所でほかの人と一緒に過ごすこと」への不安も挙げられています。なお、この調査の時点では、現在の新型コロナウイルス関連の不安ということは捉えていないものですので、現状においてはより色々な不安というものが考えられると思います。

11ページの障害福祉サービスの利用についてです。皆様色々なサービスを利用されていますが、その際の困りごとや不便なこととして、いずれの障害区分からも「何が利用できるのかわからない」という回答が比較的多く挙げられたという結果でした。

12ページの障害者差別についてです。障害者差別法の認知について、いずれの障害区分でも「知っている」は少数にとどまりました。「聞いたことはある」をあわせた認知ということでは、知的障害で41.7%、身体障害で31.7%となっています。ただし、「知らない」はいずれも5割以上となっており、認知には改善の余地があると考えられます。下段は差別を受けたときの相談経験ですが、「相談した」は全体を通して少なくなっています。「相談しようとは思わなかった」という方も、「相談したかったが、できなかった」も知的障害では34.7%、精神障害では28.9%と比較的多くなっています。

13ページの上段で相談しなかった理由をおたずねしたところ、「相談しても無駄だと思った」という回答が5割以上と最も多くなっています。さらに、「自分が我慢すればいいことだと思った」という回答も4割程度と多くなっています。

当事者調査の最後に、15ページの施策要望についてです。上位5項目をみると、障害区分に関わらず、「身近で利用しやすい相談支援」が共通してあげられているこ

とが分かります。「地震や台風など災害時の支援」、「就労に関する支援、就労の場の確保」も共通してあげられています。その他、障害の区分によって求められる施策の違いもみられました。

次に一般市民調査についてご説明します。18ページをご覧ください。福祉への関心についておたずねしたところ、7割以上の方が何らかの関心を持ってくださっていることが分かります。

19ページのボランティアについてですが、ボランティア活動への関心がある人は58.1%、ボランティア活動への参加経験のある人は13.2%、ボランティア活動をした人は35.7%となっています。なお、6年前の結果と比較すると、ボランティア活動への参加経験は、そのときは14.9%でした。また、今後の参加意向としては40.1%で、6年前からは若干低下しているという結果でした。下段の共生社会の認知についてです。現在福祉の分野で共生社会という言葉が広く使われています。この言葉を「知っている」と答えた人は32.4%、「言葉だけは聞いたことがある」と答えた人は40.7%で、両方をあわせた認知という点では、73.1%という結果となっています。

20ページの障害者福祉用語の認知についてです。認知の高かったものは「障害者手帳」、「発達障害」、「バリアフリー」、この3つの言葉については9割前後の方が知っているという回答されました。「ユニバーサルデザイン」という言葉については5割程度の方に認知されているという結果となっています。

21ページでは、障害者のシンボルマークの認知について聞いております。現在色々なところで色々なマークを見かけるようになりましたが、認知が高いのは「車いすマーク」の93.8%で、ほとんどの方が目にしたことがあるという結果でした。次いで「身体障害者マーク」、「ほじょ犬マーク」、「ヘルプマーク」、「盲人のための国際シンボルマーク」が4割以上の方が認知されているという結果となりました。

22ページで、障害者差別法の認知について、当事者の方と同様に一般の方へもおたずねしています。「内容まで知っている」は2.1%、「名前だけは知っている」は21.6%で、両者をあわせた認知は23.7%となっています。差別解消法についての一般的な認知はまだまだこれからということがうかがえます。また、障害をより深く理解するためにどのようなことが必要かということでは、「障害者理解のための学校教育の普及」と「公共施設や道路の整備」が特に多くなっていました。

○会長

調査結果の速報版の説明をいただきました。質問や感想があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

10ページ、「災害時の避難・対策について」に関して、昨年10月に台風19号に

よる洪水被害がありました。錦町ではかなり浸水したということですが、私は聴覚に障害あるため、実際に外を見てみないと状況がわかりません。また、避難方法もわからないため、そのまま家にとどまっていたのです。避難場所がどこかということは、後で知りました。メール等の災害速報も見ていなかったもので、家にとどまっており、その時は本当に困りました。

(2) 蕨市障害者計画の素案について

○事務局

障害者計画の素案についての説明に入る前に、全体的な説明をさせていただきます。

事前に送付しました「素案」については、3つの計画すべてが一冊にまとまったものとなっています。全体的に修正中の部分が多くある状況です。目次部分についても、現状ではページ番号がずれている状態です。本日の会で出たご意見をできる限り反映した形でパブリック・コメントで意見募集を行うのとあわせて、地域自立支援協議会に諮りたいと考えています。

7ページをご覧ください。第1章の2計画の位置付けと期間(1)計画の位置付けのところでは、赤字で「またこの計画の第6章は・・・」とあります。今回、116ページからの第6章で、「蕨市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しています。順番が前後してしましますが、はじめに第6章の部分について説明をいたします。

認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、地域共生社会の実現に資するものです。成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないというのが現状です。

国では、こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、その中で市町村の講ずる措置等規定しています。市町村の講ずる措置とは、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。

国の基本計画では、市町村に対し、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画に定めるよう努めることを求めています。

市町村計画に定める場合のパターンとして、成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定する方法と、地域福祉計画等他の法定計画と一体的に策定する方法の2通りが想定されています。本市では、他の計画と一体的に策定する方法をとり、今回章立てをして、成年後見制度の利用促進についてまとめています。今後は、市の最上位

計画である「コンパクトシティ蔵」将来ビジョンほか、各計画間で連動を図っていく必要性があると考えています。

11ページから22ページについては、第2章障害者（児）の現状として、障害のある人の数の推移、サービス等の利用状況についてがまとめられています。この部分については、前回の策定懇談会においてご説明をさせていただきましたところです。空欄になっている部分については、最終的に10月の実績を記載することになる予定です。

23ページの地域資源の状況についても、前回の策定懇談会において資料として配布させていただきました。こちらについては、施設の追加等、修正箇所がありますので、最終的に最新のものにする予定です。

24ページから36ページについては、アンケート調査結果がまとめられています。委員の皆様には、事前に資料を送付させていただきました。ご意見やご感想をいただきましてありがとうございます。

37ページから39ページについては、団体ヒアリングの結果についてがまとめられています。こちらについても、前回の策定懇談会において説明をさせていただいた内容となっています。

以上が、前段の説明となります。

40ページからが、障害者計画の素案の部分となっています。

42ページをご覧ください。基本理念については、前計画を踏襲しています。

43ページをご覧ください。基本方針については、見直しを行っています。事前の送付資料として、体系変更案として、A3版の資料をご覧くださいと思っています。

前計画では、5つの基本方針でしたが、今回は6つの基本方針としています。大きく変更した点についてですが、まず1点目は、平成30年度に第1期障害児福祉計画を策定したこともあり、障害児支援については、基本方針の一つとして新たに位置付けしています。2点目は、安全・安心なまちづくりを基本方針の一つとして位置付けています。近年の災害の発生状況等から考えて、実際に災害が起きた時の対応など、障害のある方やその家族の不安は高まっており、市として具体的な配慮の方法や体制の整備に努めなければならないと感じております。団体ヒアリング、前回の策定懇談会においてもたくさんのご意見をいただきました。そこで、今回の計画では一つの基本方針として、より具体的な目標と施策を位置づけることとしました。

それでは、50ページからの施策展開についての説明に入ります。記載されているとおり、現在施策番号が基本方針の組み換えや新たに増やしたことなどにより、ばらばらになっていますが、最終的に番号は順番に振りなおす予定です。

52ページをご覧ください。

赤字の部分についてが、基本的には前計画から変更されている、追加されていると

ころになります。説明は、赤字の部分を中心に行っていきたいと思います。

基本方針Ⅰ 差別解消と権利擁護の推進 基本目標（１）障害者の人権の尊重では、障害者差別解消法にふれ、障害への理解を深めるための施策、権利擁護に関する施策、合理的配慮に関する施策、教育の場での障害への理解を深めるための施策についてを記載しています。手話言語条例については、１１月１６日よりパブリック・コメントを実施し、３月の条例制定に向けて現在進めているところです。条例が施行された後は、引き続き広く啓発活動を行っていく必要があると考えています。

５５ページをご覧ください。

基本目標（２）地域交流と当事者参画の促進では、前計画に比べ「地域」での活動・交流を重視し、障害の有無にかかわらず、地域でさまざまな活動に参加し、交流する地域共生社会の考えを加えています。

６０ページをご覧ください。

基本方針Ⅱ 地域包括支援体制の整備 基本目標（１）相談体制と情報提供の充実では、前計画で相談体制と情報提供について基本目標が分かれていましたが、統合し、整理しています。

６４ページをご覧ください。

基本目標（２）人材育成とサービスの質の向上では、前計画でサービスの質の向上と人材の育成について基本目標が分かれていましたが、統合し、整理しています。また、施策の方向③団体や事業所との連携の充実については、国の基本指針において、新たに福祉人材の確保についてと、そのための多職種間の連携の推進等示されているため、市においても施策として追加しています。

基本目標（３）地域生活支援拠点の整備は、前計画にはない、新しい項目です。国の基本指針においても、障害のある人の自立支援の観点から、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めるとしています。あわせて、精神病棟における長期入院患者の地域移行を進めるに当たって、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていく、としていますので、今回の計画には位置づけをしています。

６７ページをご覧ください。

基本方針Ⅲ誰もが参加できる社会へについては、ほぼ前計画と同様の方向性となっていますが、基本目標（１）雇用・就労の促進の中では、国が就労移行支援事業、就労定着支援事業を推進していることもあり、就労定着に向けた記載を追加しています。基本目標（２）豊かな地域活動の促進についても、国は、障害のある人の地域における社会参加を促進するためには、多様なニーズを踏まえて支援すべきだと示しており、市においても、障害のある人が文化・芸術活動等に参加する機会の確保等を通じて、障害のある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが必要だと考えます。

72ページをご覧ください。

基本方針Ⅳ地域での自立支援の充実についても、ほぼ前計画と同様の方向性となっています。

84ページをご覧ください。

基本方針Ⅴ障害児支援の充実は、前計画の体系から変更し、基本方針として独立させています。

87ページ、88ページについては、差し替えについて、本日配布しています。基本目標（2）こどもの成長への支援の充実は、新しく追加している項目です。障害児支援については、保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携したライフステージにあわせた支援が必要です。また、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備も必要とされています。

89ページをご覧ください。

基本方針Ⅵ安全・安心なまちづくりは、前計画から体系を変更していて、まちづくりについてと防災関係についてを統合し、整理しています。特に、基本目標（2）防災と災害時の支援体制の充実では、災害時の安全確保について、福祉避難所についての記載を追加しています。

○会長

多岐にわたる内容ですので、皆さんの方でも事前に事務局にご意見を提示されている方もいらっしゃるかと思いますが、それも含めてご意見なりご質問があればお願いしたいと思います。

○委員

昨年、台風被害があり、2年前にも同様に道路が冠水する被害がありました。道路整備の状況はいかがでしょうか。

○事務局

おそらく市内にはいくつか、水が出やすい場所があり、委員の居住地付近もそこに該当するのかわかれます。

○委員

戸田市では浸水はしていませんが、私の家の付近は浸水被害がありました。工事がまだできない状況にあるのは理解していますが、そうした状況があるということを報告させていただきました。

○副会長

防災関連で92ページ、「45 避難所での障害者配慮」の施策内容に「避難所運営訓練などの実施により、避難所の運営体制を図ります。」とあります。アンケートでも避難所に対する懸念は強く表れていました。避難指示があると、まずは通常の避難所に行きます。そこから福祉避難所へ移動する手立てとして大事なことは、指揮系統が確立されていることです。また、自宅に被害がなければ自宅避難をしたい、けれども配給は必要という場合も同様です。これまで大きな災害が発生した際に、避難所でなければ配給を受けられないということをテレビの報道で何度か観ました。特に知的や精神障害の方は、大勢の方と他人と一緒に同じ空間で過ごすことは苦痛であるし、周囲の方もまた同様でしょう。従って、避難は福祉避難所か自宅待機のどちらかになりますので、避難するまではともかく、避難した後の指揮系統はきちんと組織していただきたいと思います。それから、アンケートの結果からは福祉避難所の認知度は障害のある人であっても低いため、一般の方はほとんど知らないと思います。ぜひ市民全体に避難所と福祉避難所の違いを認知していただきたいと思います。

○会長

今後も大きな災害は十分考えられますので、福祉避難所の認知は必要です。特に総合社会福祉センターが福祉避難所になると思いますが、そこに行くまでの手立ても大きな課題であると思います。

○事務局

今のご意見に該当することとしては、90ページの現状と課題の本文3段落め、赤字で示しているように「避難所や福祉避難所がどこに設置され、どのように運営されるものかを知らない市民も少なくありません。このため、それぞれの役割を平常時から周知していくことも求められます。」と、とりあえず現段階ではこのような書きぶりで記載しています。

○副会長

防災計画等を新たに策定する際に、団体ヒアリングや当事者の意見を聞いていただき、よりよいものを策定していただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の件ですが、親が感染して子どもを診ることができないケースの場合、埼玉県からあいこうと、嵐山で受け入れるとの連絡が市や各事業所にありましたが、そのことを知らない市民の方も多いと思います。また、そこは東松山市で遠いため、連れていくための手段などは一切書かれておりません。親がいなくなったときに、誰が連れていってくれるのかということも考えていただきたいと思います。

○会長

気になったのは配給の問題です。確かに全国的には避難所では配給がありますが、自宅避難の方には配給されないということはよく聞かれます。自宅にいるから安全であるとか、食糧が足りているというわけではないでしょう。災害時はどこにいても不自由な思いをするわけですから、そういう意味では自宅避難者にも配給が必要であると私も感じます。

○委員

前回、私は障害者の人権擁護のお話をしたと思うのですが、障害者に対して、物理的な支援はかなり行き届いていますが、精神面のケアが不足で、遅れがちに思えます。私も経験したのですが、いじめとまではいきませんが、障害者を傷つけるような言動がみられるわけです。どのようなことが障害者の人権侵害になるのかということの基本計画で明確にさせていただけるとよいと思います。人権障害は成人に限った問題ではなく、子どもたちも含めた社会問題になっています。若年層の自殺者が多くなっていますので、その辺りのことも考えてほしいと思います。

○会長

とても深刻な状態が日常の中で見られるということです。それをどう計画に含めるかということは、とても大切です。計画の記載としてはどの辺りになりますか。

○事務局

52ページ、「基本方針Ⅰ 差別解消と権利擁護の推進」に、障害者の人権の問題等が記載されています。

○委員

子どもは純粋なので、自分や普通のものとは異なるものを見ると区別したがるのです。その区別が差別になり、やがていじめに進展するわけです。例えば、以前テレビで観たものですが、池にいるカモの背中に矢が刺さっていて、他のカモたちがそのカモをつついていじめます。自分たちと違う身体だと認識するため、いじているわけです。また、アンデルセン童話「みにくいアヒルの子」でも白いアヒルたちが黒いひな鳥をいじめるという話があります。自分たちとは異質のものとしていじめたがるという例です。子どもは純粋で真っ白なので、その是非もわからず、障害者をいじめたがるわけで、それを苦しめた子どもが自殺するまでに追い込まれます。考えてみると、人間は純粋だけれども、差別を始めると、際限がありません。そういうところを皆で考えてよい方向に持っていけたらよいと思います。前回もお話したとおり、障害者と健常者が相対した場合、どうしてもそれぞれの考えに差異ができてしまいがちです。

前日も話したとおり、私は健常者に対して配慮して使った言葉や立ち居振る舞いを否定されたことがあります。多くの方は親切ですが、ある一定の方々はどこかで障害者を特別視する傾向があると思うのです。障害者も健常者も、共に同じ社会的環境下で共存する、共生するというところに相反すると思います。そういう意識を改めてほしい。そうした面の教育を何とかしていただきたいと思います。

○事務局

今のお話ですが、54ページの施策の方向④「福祉教育・学習機会の拡充」に「障害のある人や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理解や障害のある人に対する理解と認識を深めるため、各種教育や学習の場の拡充を図ります。」ということで、学校でも福祉教育、総合的な学習の時間で、障害理解のための授業を設けています。中学生はワーキングウイークで障害のある方が働いている福祉事業所等に行ったり、各種ボランティア体験も行ったりという取り組みをしています。障害そのものや障害の特性を理解していただくことは重要であると認識しており、何もしていないということはなく、学習機会の提供などは現在も設けて施策として実施しています。

○委員

避難所での配給の話に関連して、以前、町会で避難訓練に参加した際、お菓子や水をいただきました。家に帰ってから気づいたのですが、賞味期限からかなり経過したものでした。この辺りの管理も避難所ではきちんと行うようお願いしてほしいと思います。

○会長

公的な避難所で備蓄しているものは期限の点検をすることになっているはずですが、おそらくその辺りが漏れたと言うか、目が行き届かなかったということもあると思われます。口にするものですから、十分な配慮が必要です。

○委員

行政サービスにどのようなものがあるのかわからないという人が大半を占めるのではないかと皆さんのお話を聞いて感じていたのですが、アンケート結果を見て、そのとおりであったと確信した次第です。私は聴覚障害の方と接する機会が多く、私にとって最も身近な障害者はそうした方で、聞こえない人がどんな不便を感じているかということの日頃感じています。障害を持つと閉鎖的な生活になりがちです。蕨市としては、すべての障害者に対して、さまざまな面で考慮していただいておりますが、そのことを広報で皆さんにお知らせするのは困難があります。簡単な方法でたくさん

のことを皆さんにお伝えするのではなく、1つ1つ皆さんによりわかりやすく、気づきができるような工夫をしてお知らせいただけるとよいと思います。その理由は、先ほど事務局から素案の説明がありましたが、私でさえ全体の1割も理解できていないのではないかと思います。従って、情報の量は少なく構いませんから、簡単な方法で一步一步、市民の人にわかってもらえるような工夫をしてもらえるとありがたいと思います。

○会長

お役所用語はなかなか馴染みがないし、役所から配布される書類はとても難解で、よくわからないというのが正直なところです。そういう意味では広報の仕方をはじめ、なるべく平易な言葉で伝えていただけるとありがたいと思います。

○委員

私は障害福祉サービス事業者のため、ここに掲載されている施策の内容を担当して実施する側でもあれば、こちらの計画をお使いになる当事者の方々の支援もさせていただいているので、両面から見ないといけないと思って読ませていただいています。例えばヘルプカードを皆さん携帯されていますが、それをどのようなときに提示して助けてほしいと言えばよいか。躊躇なく助けてと提示できる人もいれば、カバンの奥深くにしまったままで、出せないという人もいます。ツールは本当によいのです。ただ、それを活用するというのを教えていくということが本当に難しく、大変という一面があります。そしてようやくカードを提示することができた、助けてくださいと言えたけれども、そのとき周囲にいる地域の方はそれを見て、どう対応すればよいのかわからないという状況になります。せっかく持っているツールが活かされないということもあります。地域移行ということが言われている中、その地域で生きていくには、多くの面で地域の方の理解と協力が不可欠です。そして地域の方がどう対応すればよいのかということがわかるとよいと思います。ただ、冒頭で申しあげたように私たちは担当する側なので、実際に具体的に活用するのは本当に大変なことだと思いながら読んでおりました。障害者の計画が当事者やその家族にしかわからないというのは、本当にもったいないことです。そういうことにならないよう、必要最低限、ここだけは地域の皆さんに知っていただきたいということは、工夫した周知が必要かと思いました。

○会長

発信する方の抱えている問題と、受け取る方の状況、理解の問題もわかりますので、どのようにそれを解消していくかということは、計画の目的とすることの1つだと思います。そういう意味では、どのように地域社会に活かして、啓発していくのか

ということも含めて、やらなければならない課題が数多くあります。

○委員

私は8月に初めてこの会議に参加して、今まで障害のことをあまり知らなかったことに気づいたような初心者です。前回、「障害」という文字を使わないでほしい、変えてほしいという意見がありました。そこで私はインターネットで語源を調べてみると、「障害」というのは、社会生活の中であらゆる障害に立ち向かって乗り越えていくという意味が込められており、そうした人を「障害者」と呼んでいて、決してその人自身が「障害」ではないということを初めて知りました。同様に感じる方も多いらしく、日本全国でみると、「障がい」とする県や地域もあることを知りましたが、埼玉県ではひらがな表記はしておりません。

また、障害者と健常者の線引きはどこかという疑問を感じました。

それと、アンケート調査結果の速報版、17ページの自由回答の項目に「市の福祉行政への感謝」の意見が26件あったのですが、唯一心が和みました。皆さんが本当に一所懸命やってくださっているということが伝わっているのだと感じます。

それと今月号の広報蕨にも手話は言語であるということで、「手話言語条例の制定へ 取り組みを推進」とありました。少しずつですが、広く社会に理解されていているのだと感じます。

○事務局

多くのご意見ありがとうございます。私の方では、できるだけ皆さんがお話になってから、知っている内容を、情報提供という形でさせていただきたく、少しお時間を頂戴いたします。

まずは、副会長からいただいた、新型コロナウイルス感染症の関係で、知的に障害がある方が家に取り残されることを避けるために、障害のある方の入所施設に一時的に入ってもらおうということを埼玉県では始めており、その運用について蕨市としても知りたく、県に問い合わせをしております。まずは新型コロナウイルス感染症に感染した場合、かかりつけ医であったり、または基本的には保健所に連絡を取って受診をして、PCR検査を受けていただくことになると思うのですが、そういったことはすべて保健所を通していくことになりまますので、県の組織である保健所から家族の状況などの連絡がいくことを基本として考えているという趣旨のお話がありました。実際に機能しているかどうかは不明な部分ですが、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の相談先において、必要に応じて入所施設への一時的避難をしていただく仕組みにはなっていると聞いています。

また、避難所の関係ですが、窓口としては安全安心推進課で防災関係を所管しており、避難所の開設訓練や、地域の障害のある方に参加していただいて訓練を重ねてき

ております。福祉避難所の開設訓練も、遅ればせながら、今後実施していこうという話があります。実際、避難所に行けない方に対する水や食料の配給のことですが、基本的には蕨市の場合、公設の避難所では町会に入っていないと配給しないという姿勢は取りませんが、自宅避難の方にお届けするのは難しいので、取りに来ていただいた方にお渡しするという対応は明らかにされている部分です。ただ、率直に言って各避難所での初期の混乱を避けるため、最初の最低限3日、少なくとも1週間分ぐらいは各家庭での備蓄をお願いしたいということは、あわせて広報させていただいております。

それから差別の問題や、さまざまな制度の広報ですが、ご本人が気づく機会をどれだけ多く用意できるかということは、市として行っていかなければならないことだと思っています。先ほど、委員から広報を見ていただいていることや、この会に参加されたことで、いろいろ勉強していただいているとのお話がありました。本当にこちらもありがたく思っております。すでに民生委員としては、高齢者福祉の関係もご経験の多い方であり、より視野を広げていただけたことは、本当にありがたいと思っています。そういった形を市としても、いろいろな方にはあらゆる機会を捉えてできるようにしていきたいと思っておりますが、なかなかここは進んでいない部分も多いところです。それぞれの当時者の方々に相談しながら、今は手話言語条例の策定に取り組んでおりますが、来年はその周知から始めていこうと考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思っております。

また、どうしても人によって根深い差別意識がある、どうしても人にレッテルを貼ってしまうという方がいらっしゃるのも事実ですが、それに屈しないお考えを、市民の方ひとり一人にも、また我々行政職員のひとり一人も持っていけるよう取り組んでいきたいと思っております。

わかりやすい広報へのご意見ですが、外国籍の方にわかりやすい日本語で広報しましょうという運動も始まっております。我々自身の中でも少しずつ取り入れてきておりますし、今回の計画が少しでもわかりやすいものになればよいのですが、それ以外にサービスの内容をまとめた障害者の福祉ガイドを毎年更新しております。これをより工夫する必要があると捉えていますので、いただいた意見をもとに改善していきたいと思っております。

町会の避難訓練で期限切れの飲食物が出されたということは、実は以前にも問題となっております。公的な避難所では会長がおっしゃられたように、期限が切れそうなものは、避難所設営訓練等の際にお配りをして早めに消費をお願いすることもあります。町会の自主防災会の方で、こちらから補助金を出して購入していただいたものは、期限が切れる前に買い替えをしていただくよう、働きかけをしているとは聞いております。

○副会長

計画の78ページ、「基本目標（3）暮らしの場の確保」で、新たに加筆された赤字のところは、とても良い内容になっています。ただ、「重度障害者等の受入れも可能なグループホームを含め、グループホームの整備をさらに推進していくことが課題です。」との記載がありますが、基本的に重度障害者はグループホームではなく、入所施設を希望しております。グループホームは、支援する人の人数も限られていることから入所施設をお願いするのですが、入所施設は国で認可が降りないと難しいのです。今、なかなか国も認可をしないというところですが、埼玉県は入所希望の待機者が非常に多いため、79ページの「94 蕨市、川口市、戸田市で構成する南部障害保健福祉圏域での広域的対応を基本とした入所施設の確保の検討」といった施策を検討していただくのは大変嬉しく思うのですが、その内容として「民間の施設整備支援も含め、入所施設の確保のための協議、検討を行います。」となっています。民間もお金がありませんが、民間で何とか入所施設をつくってもらえると、結局建てるための土地が必要になりますが、蕨市では肝心の土地がないので、市内ではなかなか難しいと思います。民間の施設整備支援をされるのであれば、家賃補助や運営費補助など金銭面でのカバーをしていかないと難しいと思います。国は入所施設ではなく、グループホームをと言っていますが、グループホームは制度がとても脆弱で人数も入所施設と比較して少なくなっています。ただ、入所施設はある程度きちんとしているけれども、施設の運営はある程度自由に任されているため、一所懸命やる施設ほど困っています。高齢者の施設もそうなのかも知れませんが、介護の職員になる人がとても少ない。特に障害者の職員は給料も安く、休みも少ないため、なり手がとても少ない。人材不足をカバーしようとして一所懸命になると、職員が疲弊してしまいます。グループホームで一所懸命やればやるほど、一人が倒れるとその穴をカバーしようとして次々に倒れるという負の連鎖が起きてしまって、いずれはそこを閉めなければならなくなってしまいます。そういうグループホームが埼玉県には多くあります。だから重度障害者を受け入れるグループホームというのを簡単に考えてほしくないと私は思います。

次に地域移行ですが、地域移行をするためには、グループホームなどがない場合、ショートステイを活用して何とかしていかなければいけないのかと思いました。ショートステイが充実してくれば、地域移行も考えられないこともないのかも知れませんが、これもいろいろな施設の職員さんも含めて、その人の専門性がとても大事になってくると思います。障害のある人の理解をしようとして努力してくれる人たちがとても大事なので、その人材の育成等をしていただけるとよいと思います。

もう1点、73ページの「66 緊急時の相談・対応の充実」で、「総合社会福祉センター内にあるホームヘルパーステーションが24時間体制で相談を受け、緊急対応、ホームヘルパー派遣等の対応につないでいます。引き続き、このサービスの周

知を図っていきます。」とあります。これはもともと介護の方だけであったものが、障害にも対象が拡大されたという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局

もともと対象として障害者の方も含まれており、特段要件に変更があったわけではありません。

○副会長

私も知らなかったのですが、こういう事業をしているのだと知ることができました。たまたま知人から今度ホームヘルプステーションに勤める人がいると聞き、その人は障害のことをまったく知らない人だと言うのです。やったださる方は助かるのですが、もちろん研修はされるのですが、緊急対応ということもあり、懸念がある。きちんとした研修を行って、状況に応じたマニュアル体制を構築して対応していただくと助かると。ここに電話をするということはかなり大変な状況である場合です。昔、ショートステイがない頃、緊急一時保護の実施を何度も市長にお願いに行きました。緊急というのは本当に緊急のことなのですが、度合いがわかっただけに、親が入院することになったので、その日に預かってもらいたいのには、ボランティアセンターでは明日以降となってしまいます。今この瞬間に使えるものがない。今はショートステイができて、お願いできることになったので、とてもよくなったと思いますが、こういうものがあるということは、やはりきちんと知らせていただきたいと思いました。

また、医療ケア児の話が記載されていたのですが、成年期の医療ケアの必要性も考えていただきたいと思いました。医療ケアを伴うショートステイが困窮しています。医療的ケアが必要になると預かってもらえなくなるのです。でも、その家族は24時間見ていて疲労されているのに、少しだけお願いしたいというときでもお願いができない。もちろん医療的ケア児も大事です。でも成年の方も忘れないでいただきたいと思います。

○委員

副会長に教えていただきたいのですが、グループホームと入所施設の違いは何かですか。

○副会長

グループホームは少人数で、例えば小さなアパートで各部屋があって、食事等のお世話をする人が通ってきていて、夜は見守りの形で1人つく、おおざっぱに言うとそのようなものです。街中等にあることが多く、グループホームは高齢者の方

にもあって、それほどお金をかけずに設置可能ということから、現在さまざまな民間企業が参入してきています。

○委員

私立ですね。

○副会長

私立です。

入所施設と言うのは、20人以上の大規模な1つの棟と一緒に暮らしていて、そこには看護師などもいて、給食設備もあり、職員も常駐するところです。

○事務局

少し補足させていただきます。グループホームと入所施設の説明はそのとおりだと思います。高齢者施設で言うと、特別養護老人ホームに当たるのが入所施設、グループホームは地域の中で戸建て、あるいはアパート形式だったりなど、いろいろなタイプで小規模で多くつくれるので、地域で暮らす上でつくりやすい、地域に設置しやすいものです。ただし、特別養護老人ホームも障害者入所施設も行政の直営か、社会福祉法人でないとつくれないという違いもあります。また、細かい点などは直接お聞きいただければ説明したいと思います。

先ほどの73ページの「66 緊急時の相談・対応の充実」の福祉連絡システムの補足をいたします。確かに障害のある方が対象ですが、システムとしては電話回線を使って、ボタン1つ押すことで、ヘルパーとつながって通話できるのですが、知的障害の方では通話ができない、また、聴覚障害の方にとっても使えるものではないため、すべてをカバーできる緊急対応のシステムではない点は、申し訳ないところです。市役所に土日祝日に連絡をいただいた際には、福祉総務課でケースワーカーを中心に緊急対応を行い、虐待等の対応と同様の対応をしている事例もあります。

○会長

それでは議題「(2) 蕨市障害者計画の素案について」は以上とさせていただきます。

(3) 第6期蕨市障害福祉計画、第2期蕨市障害児福祉計画の素案について

○事務局

94ページからが、第6期蕨市障害福祉計画・第2期蕨市障害児福祉計画の素案の部分となっています。

96ページをご覧ください。前回の策定懇談会でもご説明しましたが、市の障害福

祉計画、障害児福祉計画は、国の基本指針で障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等が定められ、それを踏まえて、地域の実情に応じて策定するものとなっています。そのため、成果目標、サービスの見込量を設定する項目については、埼玉県の考え方も踏まえて、令和5年度を目標年度として策定しています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

前計画での国の目標は、平成28年度末施設入所者数のうち、9%以上ということでしたが、蕨市では地域移行についての難しい実情を加味して、4%以上、2人に減らしました。今回の計画では、国の目標が6%以上となりましたので、蕨市も同様の目標設定としました。

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

協議の場の設置は、前計画で国が全圏域全市町村に設置することを成果目標としていましたが、蕨市ではまだ設置できていません。今後地域自立支援協議会や、その専門部会においてどのような方向性で設置を検討していくかを協議する予定の段階です。協議の場の設置ができていない現状での活動指標の設定は難しいのですが、国としては、設置された協議の場が形骸化せず、地域アセスメントに基づいた課題の抽出、地域における重層的な連携による支援体制の構築に係る協議の場の活動を推進し、有効な役割を発揮するために、このような活動指標を設定しているとのことです。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

蕨市では、まだ地域生活支援拠点等の設置はありません。地域生活支援拠点等の整備の目的として、具体的に2つの目的を持っています。1つ目は、地域における生活の安心感を担保する機能を備えるため、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用すること。2つ目は、障害のある人の地域での生活を支援するため、体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備すること、があります。地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域自立支援協議会等を活用して検討し、既存のサービスの整備状況を踏まえ、活用できる地域資源の検討、地域の実情に応じた整備を行っていく必要があります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

前計画では、一般就労への移行者数を細分化して考えておりませんでした。今回は、各事業ごとに成果目標を設定することとなっています。就労定着支援事業利用者については、一般就労移行者のうち7割以上が利用する、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を7割以上とする、という考え方です。これを踏まえて市の考え方は、就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者を4人以上としています。令和元年度の実績が0人のため、目標値の設定が難しいのですが、前回は3人ということで目標値を設定しております。今回は3事業に分け、就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者が2人以上、就労継続支援A型を通じて一般就労に移行する者1人以上、

就労継続支援B型を通じて一般就労に移行する者1人以上という数値目標を立てています。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針では全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする、としています。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する、としています。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する、としています。

105ページ以降は、障害福祉サービス等の見込量となります。基本的には今までのサービスの実績から伸びを見込んで、現状変わらないものについては、現状維持ということで見込量を設定しています。111ページの障害児通所支援のサービスについては、近年実績がかなり伸びているサービスですので、見込量についても、伸びを見込んでおります。

○会長

事前送付いただいた資料ですが、ボリュームも多いため、目が行き届かないところもあったと思います。気になったのは、視覚障害のある委員にはどのように情報をお伝えいただけたのかということです。

それからもう1つ、精神障害の方の懇談会への参加はどのようになっているのでしょうか。

○事務局

精神障害の家族の会の代表の方が入っております。

○会長

当事者の方がいらっしゃるわけではないのですね。

○事務局

そのとおりです。

また、資料の出来上がりが直前になってしまったことで視覚障害のある委員には、ヘルパーに代読していただく時間がとれず、説明が十分に行き届かなかった部分があります。委員はこの場で知ったという部分が多いので、何か説明が必要なところ、あるいはご意見・ご要望は、個別に対応させていただきたいと思います。

○会長

わかりました。

それでは事務局からの説明で、ご意見、ご質問がありましたら遠慮なくどうぞ。

○副会長

103ページの目標達成のための取り組みで、「アンケート結果からは、『どこに何を相談したらよいかわからない』という声も示されています」との記載がありますが、これはとても大事なことだと思うので、今後きちんと考えていく必要があります。

○委員

福祉施設入所者を削減して、地域生活へ移行させるという話がありましたが、それはどのようにしてできることですか。予定しても、それは不可能な内容に思えますが、いかがでしょうか。

○事務局

入所者の削減数の数値目標ですが、入所者を予定として、計画的に削減させるというよりは、地域移行、福祉施設の入所者を地域で生活できるようにするという、地域移行の促進ということから、国では施設入所者数の削減を基本としています。ただし、埼玉県については削減数の数値目標は、設定しないということなので、特に目標を立てるわけではないのですが、一応地域移行を推進するという意味で、このような項目になっていると思われま

○委員

よくわかりませんでした。結構です。勉強します。

○副会長

今の件で、入所施設に入られている方を地域に戻すというのは、地域の受け皿がなければ入所者は戻れないと思うのです。国や県、行政で考えていただきたいのは、モノではないので、きちんと受け皿を整備して、そこで暮らせる環境や設備などを用意しなければ、戻るに戻れないということを前提に考えていただきたいということです。例えば入所施設で20年暮らしていたら、その人にとってはそこが地域になると

いう話もありますので、無理に生まれた場所に戻す必要もないのではないかとということも考慮していただきたいと思います。

○会長

地域移行は本当に悩ましい課題だと思うのです。デンマークなどではグループホームと言っても、2階あるいは平屋建ての大きな団地の中の10棟ほど借り上げて地域移行を行っているのです。日本の場合とは大きなレベルの差があります。それで団地内に借り上げた10棟の近くには寮母がいて、何かあれば駆けつけられる体制をつくっています。あとは3階建ての団地であれば、1階に重度の方々がお住まいです。ヘルパーは24時間対応です。かつ、ヘルパーの性別も指定できるのです。本当に手厚いと言うか、日本では考えられないくらいのレベルの保障をしています。地域で安心して暮らしているから、あるいはケアが受けられるからこそその地域移行であり、そういう意味では単純に日本で地域移行がよいとは言い切れないという側面もあるかと思っています。やはり地域でどれだけ受け皿が充実するかということが前提となって、地域移行を考えないといけないのではないかと個人的には思います。

○委員

精神障害者入院患者の早期退院が今日本で取り上げられています。私の家族会の人で、自分の2人のお子さん、別の方は3人のお子さんが皆精神障害になっていて、とても自宅では診きれないような人など、さまざまなケースがあります。その辺りはぜひ考慮をお願いいたします。

○委員

54ページの「13 学校における福祉教育の充実」で、小学校でこうした施策を設けているのでしょうか。私は放課後子ども教室にスタート時点から参加していて、小学生と関わることが多いです。今は新型コロナウイルス感染症の関係でお休みしていますが、少し詳細をお聞かせいただけますか。

○事務局

今年度は新型コロナウイルス感染症のこともあって、実施状況は担当課に確認が必要です。小学4年生の総合的な学習の時間に、障害のある方を招いて、障害の体験をしたり、お話を聞いたりする時間を取っています。市内7つのすべての学校で毎年実施しているかどうかは、学校の状況によって異なるかもしれません。この場で明確に回答ができず申し訳ありません。

○委員

今の話と関連するのですが、私は蕨市点字サークル「あじさい」に所属しています。それで私は蕨市7校の小学校に点字の体験学習に派遣で行っています。点字サークルは全盲の人は2人のみで、以外は皆健全者ですが、私ともう一人の方は毎回派遣されます。そこで点字の学習があるのですが、小学校4年生の国語の教科書に点字のことをある程度ページを割いて掲載しており、特に視覚障害者への対応に関して思いやりのある文章が掲載されています。今年は新型コロナウイルス感染症もあって、まだ1校も行っていないのですが、普段は市内の7校すべてで行っていて、中学校にも時折行くことがあります。その他にも、南公民館で点字サークルあじさいの会員が1か月に2回、土曜日に子どもを含めて大人にも点字学習をしております。そのように、子どもの福祉活動、福祉教育が行われていることは大変喜ばしいことだと思っています。

○事務局

小学校では手話の講習会も、手話通訳をされている方も含めて大変ご協力をいただいています。新型コロナウイルス感染症もあって、今年はまだ実施されていない状況ですが、通常は毎年行っていただいています。今回手話言語条例をつくることで、中学校であったり、また蕨市内の高等学校にも広げられるとよいという意見もいただいているので、少しずつ拡大していきたいと考えています。

○委員

小学何年生でしょうか。

○事務局

4年生です。

○会長

それでは議題「(3)第6期蕨市障害福祉計画、第2期蕨市障害福祉計画の素案について」の論議は以上で終了してよろしいでしょうか。

(異議なし)

(4) その他

○事務局

前回の懇談会で、大雨などにより南町桜並木の用水路があふれ、暗渠の蓋が水圧で開いてしまうことはないかという質問を委員の方からいただきました。担当の下水道課に確認したところ、「下水道管ではゲリラ豪雨のように、短時間に多量の降水があった際、暗渠の蓋の隙間から水が噴き出す現象は見られるものの、蓋が外れるほど

の圧力がかからないと認識している。」とのことでした。錦町以外の4地区の汚水は南町ポンプ場から地下の管路を通り、県の処理施設で戸田市の笹目にある荒川水循環センターに送られています。また1時間あたり5mm程度までの雨水も、汚水と一緒に県の処理場に送られますが、それ以上の雨水は南町桜並木の暗渠になっている用水路にポンプ場から排水され、その先の緑川に流れる仕組みになっております。放流先の緑川は蓋のない開渠であり、そこで圧力が開放されるので、暗渠の蓋が外れるほどの圧力がかからないとのことでした。

最後に、次回、第4回策定懇談会の日程は、来年1月20日（水）、時間と場所は本日と同様と予定しているの、よろしくお願いたします。今回の策定懇談会でのご意見をできる限り反映した上で、11月中に修正を行い、12月1日から21日までの間でパブリック・コメントを実施して、市民の方から広く意見を募集したいと思っています。

○会長

それでは、他に特にならなければ、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

【開 会】